

補完当座預金制度に関する細則

1. この細則の趣旨

「補完当座預金制度基本要領」（平成28年1月29日決定。以下「基本要領」といいます。）に基づく補完当座預金制度に関する取扱いについては、この細則によるほか、「当座勘定規定」その他日本銀行が定めた規則等の定めるところによります。

2. 対象先

次の各号に定めるいずれかの条件を満たす者のうち、対象先とすることが適当でないと認められる特段の事情がない先^(注)とします。

(注) 対象先とすることが適当でないと認められる特段の事情がある先には、日本銀行から個別に連絡します。

- (1) 準備預金制度に関する法律（以下「法」といいます。）第2条第1項に定める指定金融機関（以下「指定金融機関」といいます。）であること。
- (2) 指定金融機関でない当座勘定取引の相手方のうち、金融機関等（日本銀行法第37条第1項に規定する金融機関等をいいます。）であること。

3. 対象となる預金

対象先の保有する当座勘定における預り金および準備預り金（以下「対象預金」といいます。）とします。

4. 適用利率

- (1) 付利を行う積み期間（法第7条第3項に規定する1月間をいいます。以下「付利対象積み期間」といいます。）における対象預金の平均残高のうち、法定準備預金額（法第2条第2項に定める法定準備預金額をいいます。以下同じです。）^(注)に満つるまでの金額については、基本要領4.（1）に定める利率とします。

(注) 指定金融機関でない対象先については、零となります。

(2) 付利対象積み期間における対象預金の平均残高から法定準備預金額を減じた金額（零を下回る場合を除きます。）のうち、平成27年1月16日を起算日とする積み期間（法第7条第3項に規定する1月間をいいます。以下同じです。）から同年12月16日を起算日とする積み期間までの期間（以下「基準期間」といいます。）における対象預金の平均残高（以下「基準平均残高」といいます。）から、付利対象積み期間における法定準備預金額を減じた金額（零を下回る場合を除きます。）に満つるまでの金額については、基本要領4.（2）に定める利率とします。

(3) 付利対象積み期間における対象預金の平均残高から、法定準備預金額および(2)の金額を減じた金額（零を下回る場合を除きます。）のうち、次のイ. からハ. までの合計金額^(注)に満つるまでの金額については、基本要領4.（3）に定める利率とします。

(注) 別に定めるところにより、日本銀行にマネー・リザーブ・ファンドの受託残高を報告した対象先（以下「特則適用先」といいます。）については、マネー・リザーブ・ファンドごとの基準期間における受託残高に相当する金額または付利対象積み期間における受託残高に相当する金額のいずれか小さい方の金額の合計金額を加えます。

イ. 基準平均残高に別に定める一定比率（以下「基準比率」といいます。）^(注)を乗じた金額

(注) 基準比率は、当初は0とし、その後は原則として3積み期間ごとに、短期金融市場における取引の動向を踏まえつつ、概ね、対象先全体の対象預金の残高の増減に応じて対象先全体の4.（3）に定める金額が増減するよう、適宜見直します。基準比率の変更は、日本銀行のホームページ (<http://www.boj.or.jp>) において公表します。

ロ. 付利対象積み期間における「日本銀行が貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給に関する基本約定」、「日本銀行が貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給に関する基本約定」、「日本銀行が行う被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションに関する基本約定」および「日本銀行が行う平成二十八年熊本地震にかかる被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションに関する基本約定」に基づく借入れ（円建てのものに限ります。以下同じです。）^(注)の平均残高

(注) 「系統中央機関の会員である金融機関による利用にかかる「日本銀行が貸出支

援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給に関する基本約定」に関する特則、「系統中央機関の会員である金融機関による利用にかかる「日本銀行が貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給に関する基本約定」に関する特則」、「日本銀行が行う被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションに関する基本約定」および「日本銀行が行う平成二十八年熊本地震にかかる被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションに関する基本約定」に基づく系統中央機関（信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会および農林中央金庫をいいます。）の借入れは、当該系統中央機関の借入れとして取り扱います（当該系統中央機関の会員である金融機関が対象先であっても、当該対象先の借入れとして取り扱いません。）。

ハ. ロ. の残高のうち、平成28年3月末における「日本銀行が貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給に関する基本約定」、「日本銀行が貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給に関する基本約定」および「日本銀行が行う被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションに関する基本約定」に基づく借入れの合計残高を上回る金額

- (4) 付利対象積み期間における対象預金の平均残高から、法定準備預金額、(2)の金額および(3)の金額を減じた金額（零を下回る場合を除きます。）については、基本要領4.(4)に定める利率とします。

5. 利息の計算方法^(注)

(注) 対象先は、組織再編（他の法人との合併、他の法人からの事業の全部もしくは一部譲受け、他の法人への事業の一部譲渡、他の法人からの会社分割による事業の全部もしくは一部承継または他の法人への会社分割による事業の一部承継をいいます。）が生じる場合には、速やかに日本銀行に連絡して下さい。基準平均残高等の算出の取扱いについて、この細則により難しい場合には、その取扱いを日本銀行から個別に通知します。

- (1) 対象先が保有する現金の付利対象積み期間における残高が、基準期間における残高から大きく増加したと日本銀行が認める場合には、日本銀行が定める金額（保有現金増加額等）^(注)を、4.(3)の金額、4.(2)の金額から、順次控除し、控除した金額の合計金額を4.(4)に定める金額に加えます。

(注) 保有現金増加額等を定めた対象先には、当該金額を日本銀行から個別に通知します。

- (2) 付利対象積み期間ごとの利息については、次の計算式により算出します^(注)。

(注) 付利対象積み期間中に適用利率が変更された場合には、当該付利対象積み期間における法定準備預金額（積数）、4.(2)の金額（同）、4.(3)の金額（同）、4.(4)の金額（同）を、利率の変更前の期間における対象預金の平均残高（同）

に順次割り当て、その割り当てた金額については、それぞれの変更前の適用利率により、また、割り当てられなかった残余の金額（同）については、それぞれの変更後の適用利率により、利息を算出します。

$$\text{利息}^{(注1)} = A + B + C + D$$

$$A^{(注2)} = \frac{4. (1) \text{ に定める金額 (積数)}^{(注3)}}{365} \times \frac{4. (1) \text{ に定める利率 (\%)}}{100}$$

$$B^{(注2)} = \frac{4. (2) \text{ に定める金額 (積数)}^{(注4)}}{365} \times \frac{4. (2) \text{ に定める利率 (\%)}}{100}$$

$$C^{(注2)} = \frac{4. (3) \text{ に定める金額 (積数)}^{(注5)}}{365} \times \frac{4. (3) \text{ に定める利率 (\%)}}{100}$$

$$D^{(注2)} = \frac{4. (4) \text{ に定める金額 (積数)}^{(注6)}}{365} \times \frac{4. (4) \text{ に定める利率 (\%)}}{100}$$

(注1) 金額が正となる場合には、日本銀行が対象先に利息を支払い、負となる場合には、日本銀行は対象先から利息の支払いを受けます。

(注2) 円位未満切捨とします。

(注3) 「付利対象積み期間における毎日（銀行休業日の場合には、その前営業日）の終業時の対象預金の残高の合計金額（①）」のうち、付利対象積み期間にかかる法定準備預金額の同期間における積数（積数 a）に満つるまでの金額をいいます。

(注4) ①から積数 a を減じた金額（零を下回る場合を除きます。）のうち、「基準期間における毎日（銀行休業日の場合には、その前営業日）の終業時の対象預金の残高の合計金額に付利対象積み期間の日数／365 を乗じた積数（②）」（円位未満切捨とします。）から、積数 a を減じた金額（零を下回る場合を除きます。）に満つるまでの金額（積数 b）をいいます。

(注5) ①から、積数 a および積数 b を減じた金額（零を下回る場合を除きます。）のうち、②に基準比率を乗じた金額（円位未満切捨とします。）、「付利対象積み期間における4. (3) ロ. に定める借入れの毎日（銀行休業日の場合には、その前営業日）の終業時の残高の合計金額（③）」、「③のうち、平成28年3月末における4. (3) ハ. に定める借入れの合計残高に付利対象積み期間の日数を乗じた積数を上回る金額」および「マネー・リザーブ・ファンドごとの基準期間における受託残高に相当する金額または付利対象積み期間における受託残高に相当する金額のいずれか小さい方の金額の付利対象積み期間における積数の合計金額」（特則適用先に限ります。）の合計金額に満つるまでの金額（積数 c）をいいます。

(注6) ①から、積数 a、積数 b および積数 c を減じた金額（零を下回る場合を除きます。）をいいます。

6. 利息の決済方法

- (1) 日本銀行は、付利対象積み期間の起算日の属する月の翌々月の20日（その日が休業日の場合にはその翌営業日とします。以下「決済日」といいます。）の3営業日前の日（以下「交付日」といいます。）に、対象先に、「補完当座預金制度関係預り金利息決済予定通知」（書式例）を交付します^(注)。

(注) 交付の場所は、対象先の本店等を業務区域とする日本銀行の本支店（本店については業務局営業業務課営業業務グループ、支店については支店業務課）とし、交付日の午後1時以降、交付日の属する月の最終営業日までの間、交付します。なお、交付に代えて、郵送を希望する場合には、交付日の属する月の最終営業日までに申し出て下さい。

- (2) 日本銀行は、積み期間ごとの利息について、決済日の午後2時30分までを目途に、対象先の本店等の当座勘定または準備預り金口座（以下「当座勘定等」といいます。）への入金または当座勘定等からの引落を行います^(注)。

(注) この入金または引落は、対象先の依頼によらず、日本銀行が行うものとします。

7. 資料の提出等

対象先は、日本銀行が補完当座預金制度の適切な運用を確保するために必要と認める場合には、日本銀行の求めに応じ、その保有する現金の状況に関する資料の提出その他の情報提供を行うものとします。

8. 細則の改正等

日本銀行は、補完当座預金制度の適切な運用を確保するために必要と認める場合には、この細則を履行するための手続その他その履行に必要な事項を定めるほか、この細則を改正することができるものとします。

(書式例)

○年○月○日

○○銀行（社・庫） 御中

日本銀行業務局（○○支店）

補完当座預金制度関係預り金利息決済予定通知

貴行（社・庫）にかかる○年○月積み期間（○年○月16日～○年○月15日）分の補完当座預金制度関係預り金利息につき、補完当座預金制度に関する細則（以下「細則」といいます。）に基づき、当店にある貴行（社・庫）の本店等名義の当座勘定（準備預り金口座）に、下記のとおり入金（引落）を行う予定ですので通知します。

記

入金（引落）日：○年○月○日

摘 要：預り金利息（摘要コード 190）

入金（引落）額：○○○,○○○円

(参考)

付利対象積み期間における当座勘定における 預り金（準備預り金）の金額（積数）	○○○,○○○円
細則4.（1）に定める金額（同）	○○○,○○○円
細則4.（2）に定める金額（同）	○○○,○○○円
細則4.（3）に定める金額（同）	○○○,○○○円
細則4.（4）に定める金額（同）	○○○,○○○円

以 上